

平成27年度
地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組
実態調査¹

報告書

平成28年3月

¹「平成27年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務報告書」（環境省請負調査）の一部において実施されたもの。

地方自治体における食品廃棄物等の再生利用等の取組に係る実態調査

平成 27 年 7 月末に新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関係省令・告示が公表された。その中で、市区町村は、食品循環資源の再生利用等や家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、地域の実情に応じて促進されるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、官民をあげた食品ロス削減の推進や再生利用事業計画認定制度等の推進、国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の推進等を行うこととされている。

また、平成 28 年 1 月 21 日公表された「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、市町村における家庭系食品ロスの発生状況の把握を進める目標値が定められた。

これらを踏まえ、本業務では食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び減量並びに再生利用及び熱回収）の実施状況を把握するため、市区町村における食品循環資源の再生利用等の取組に係る実態調査を実施した。

1. アンケート調査

1.1. 調査対象²

全市区町村に対し、調査を行った。

1.2. 調査項目

以下の項目について調査を行った。

表 1 調査項目（市区町村調査）

調査項目	
食品廃棄物・食品ロスの発生状況	<ul style="list-style-type: none">➤ 食品廃棄物の収集方法➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無➤ 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法➤ 組成調査の実施方法➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無➤ 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法
食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況	<ul style="list-style-type: none">➤ 食品廃棄物の排出事業者に対する指導・普及啓発の実施状況➤ 食品廃棄物の排出事業者に対する指導や普及啓発を実施していない理由➤ 民間の食品廃棄物再生利用事業者の把握の方法➤ 食品リサイクル法の認定を受けた再生利用事業計画の把握の有無

²各グラフ及び各表は、小数点以下について記載していない。

	<ul style="list-style-type: none">➤ 食品ロス削減等の食品廃棄物の発生抑制の取組➤ 食品循環資源の再生利用を推進する取組➤ 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物関連事項記載有無
--	---

1.3.調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2016年2月9日から2016年2月28日とし、メール発送により環境省を通じて調査票の回収を行った。

1.4.回収状況

2016年3月25日までの各市区町村からの回答数は「1,606件」であり、9割以上の市区町村から回答があった。各都道府県における回収状況を下表に示す。

表 2 回収状況（市区町村調査）

		自治体数	回答数	未回答数	割合	
北海道地方	北海道	179	156	23	87%	
東北地方	青森県	40	40	0	100%	
	岩手県	33	33	0	100%	
	宮城県	35	35	0	100%	
	秋田県	25	14	11	56%	
	山形県	35	33	2	94%	
	福島県	59	52	7	88%	
関東地方	茨城県	44	44	0	100%	
	栃木県	25	25	0	100%	
	群馬県	35	27	8	77%	
	埼玉県	63	59	4	94%	
	千葉県	54	49	5	91%	
	東京都	62	61	1	98%	
	神奈川県	33	33	0	100%	
中部地方	新潟県	30	30	0	100%	
	富山県	15	15	0	100%	
	石川県	19	18	1	95%	
	福井県	17	17	0	100%	
	山梨県	27	26	1	96%	
	長野県	77	76	1	99%	
	岐阜県	42	42	0	100%	
	静岡県	35	35	0	100%	
	愛知県	54	54	0	100%	
	近畿地方	三重県	29	29	0	100%
		滋賀県	19	14	5	74%
京都府		26	25	1	96%	
大阪府		43	39	4	91%	
兵庫県		41	41	0	100%	
奈良県		39	39	0	100%	
和歌山県		30	30	0	100%	
中国地方	鳥取県	19	19	0	100%	
	島根県	19	19	0	100%	
	岡山県	27	26	1	96%	
	広島県	23	23	0	100%	
	山口県	19	17	2	89%	
四国地方	徳島県	24	24	0	100%	
	香川県	17	17	0	100%	
	愛媛県	20	20	0	100%	
	高知県	34	13	21	38%	
九州・沖縄地方	福岡県	60	49	11	82%	
	佐賀県	20	20	0	100%	
	長崎県	21	12	9	57%	
	熊本県	45	28	17	62%	
	大分県	18	18	0	100%	
	宮崎県	26	26	0	100%	
	鹿児島県	43	43	0	100%	
	沖縄県	41	41	0	100%	
全体		1,741	1,606	135	92%	

2. 調査結果

2.1. 集計対象

2016年3月9日までに回収した調査票1,497件の調査項目ごとの集計結果を(6)以降に示す。なお、複数の市区町村で構成された組合等から回答があった場合や市区町村と組合等の両方から回答があった場合には、調査票単位で集計を行った。

2.2. 食品廃棄物・食品ロスの発生状況

1) 食品廃棄物の収集方法

家庭から排出される食品廃棄物の収集法について調査を行ったところ、「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」、「市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている」と回答した自治体がそれぞれ137件、103件であり、分別収集を行っている市区町村は全体の16%という結果となった。昨年度の調査で分別収集を実施していると回答した市区町村は169件（全域で実施が72件、一部地域でのみ実施が97件）であり、特に市区町村全域で分別収集を実施していると回答した市区町村が増えている。地域別にみると、北海道地方では半数程度が分別収集を実施していると回答し、続いて中部地方、九州・沖縄地方で分別収集が進んでいる結果となった。その他の回答としては、「自家処理をしている」などの回答が多かった。

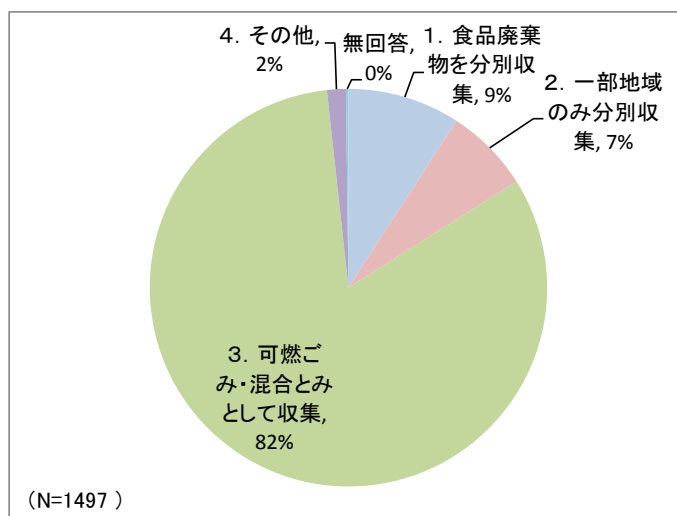


図 1 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

表 3 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法

	回答数	回答率
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている	137	9%
2. 市区町村の一部地域で家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別し、収集を行っている	103	7%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集している	1231	82%
4. その他	23	2%
無回答	3	0%
合計	1497	100%

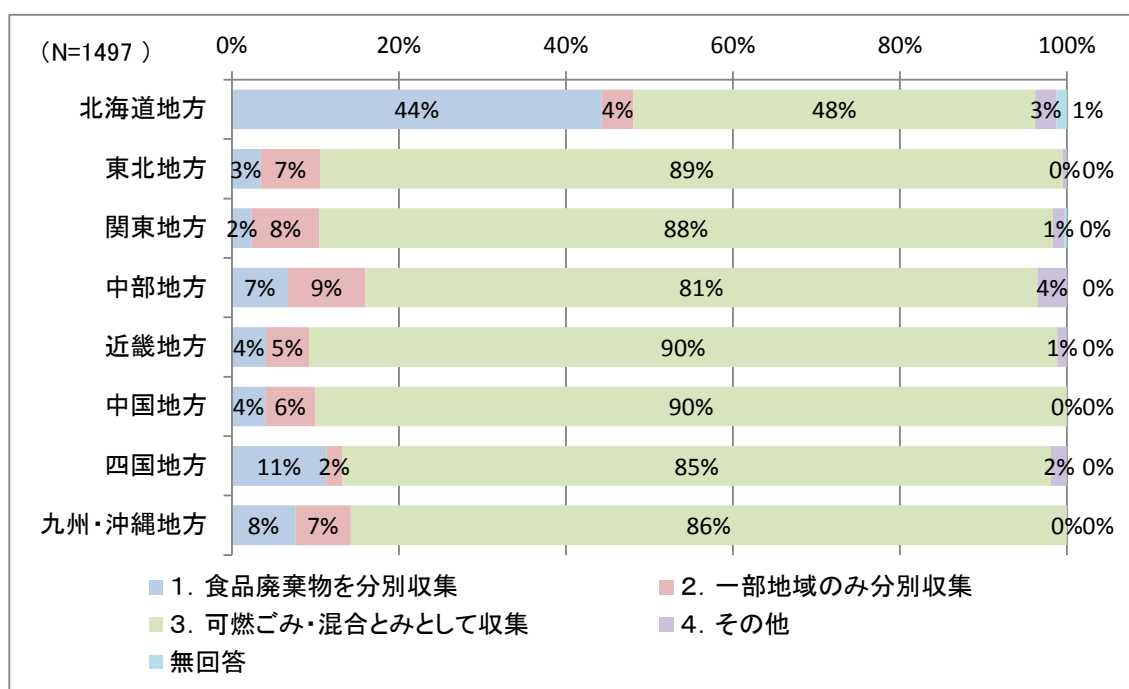


図 2 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（地域別）

2) 家庭から排出された食品廃棄物の量の把握又は推計の有無

家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握又は推計の状況について調査を行ったところ、把握又は推計していると回答した市区町村数は 358 件（24%）であった。

地域別にみると、北海道地方で半数程度の市区町村で食品廃棄物の量を把握しており、関東地方、中部地方、九州・沖縄地方でも 2 割以上の市区町村で把握している。

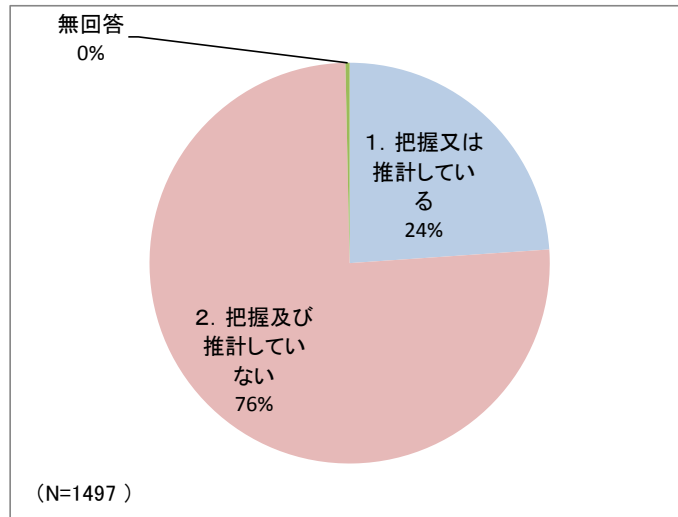


図 3 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握又は推計状況

表 4 家庭から排出される食品廃棄物の量の把握又は推計状況

	回答数	回答率
1. 把握又は推計している	358	24%
2. 把握及び推計していない	1134	76%
無回答	5	0%
合計	1497	100%

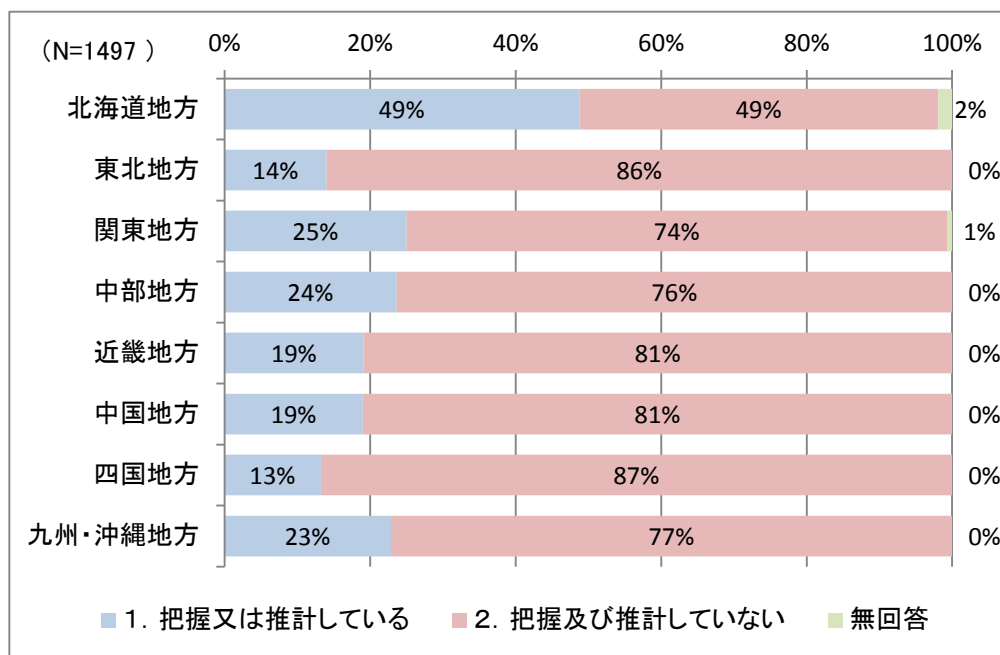


図 4 家庭から排出される食品廃棄物の収集方法（地域別）

3) 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

2)で家庭から排出される食品廃棄物の量を把握又は推計していると回答した市区町村に対し、食品廃棄物の発生量や食品廃棄物の発生量の計算方法について調査を行った。把握又は推計していると回答した市区町村の食品廃棄物の発生量合計は約 346 万 t であった。

また、食品廃棄物の量の計算方法としては、「組成調査のデータをもとに市区町村全体の食品廃棄物の量を推計」と回答した市区町村が最も多く 62%を占める。1) で家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を実施していると回答した市区町村 (137 市区町村) に対し、「市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、市区町村全体の値を把握」と回答している市区町村が少ないが、これは分別収集しているが、分別収集量は把握していない可能性が考えられる。

その他の回答としては、「別途実施しているアンケート調査の結果から推計」や「類似自治体の組成調査の結果から推計」などの回答があった。

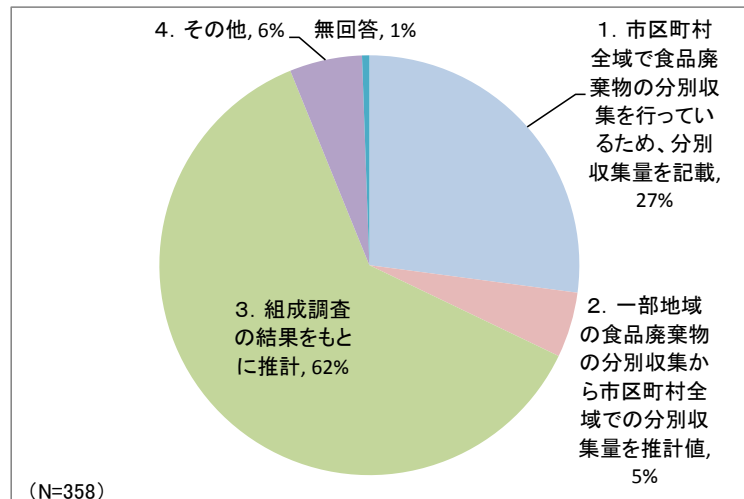


図 5 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

表 5 家庭から排出された食品廃棄物の量とその計算方法

	回答数	回答率
1. 市区町村全域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに値を記載	97	27%
2. 一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物の分別収集を行っているため、そのデータをもとに市区町村全域での値を記載	18	5%
3. 組成調査のデータをもとに推計	221	62%
4. その他	20	6%
無回答	2	1%
合計	358	100%

4) 組成調査の実施方法

3) で組成調査をもとに食品廃棄物の量を推計したと回答した市区町村に対し、組成調査における調査対象や調査方法等について、調査を行った。なお、本設問では食品廃棄物の量の推計は実施していないが、組成調査は実施していると回答した市区町村も含む結果である。

組成調査の対象としては、家庭系ごみのみで組成調査を実施していると回答した市区町村が 128 市区町村 (54%) と半数を占め、家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて組成調査を実施していると回答した市区町村が 90 件 (38%) であった。その他の回答としては、「収集と直接搬入に分けて組成調査を行っている」や、「家庭系と事業系それぞれで組成調査を行っている」などの回答が多かった。

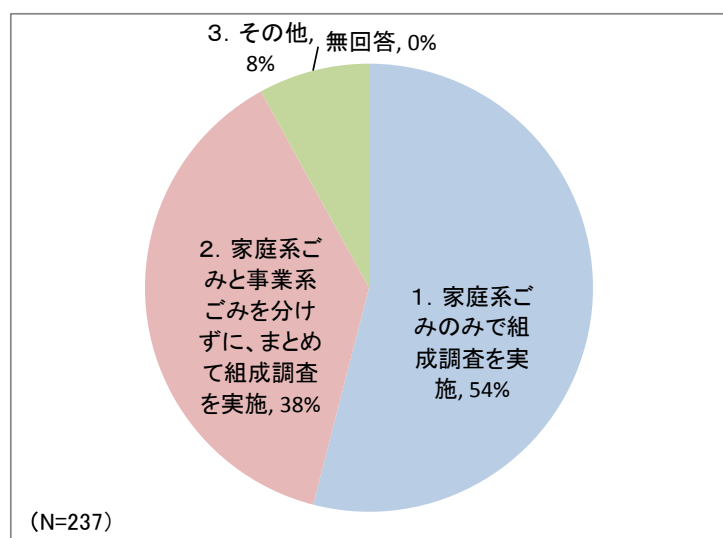


図 6 組成調査の調査対象（家庭系・事業系の別）

表 6 組成調査の調査対象（家庭系・事業系の別）

	回答数	回答率
1. 家庭系ごみのみで組成調査を行っている	128	54%
2. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずに、まとめて組成調査を行っている	90	38%
3. その他	19	8%
無回答	0	0%
合計	237	100%

また、組成調査の対象とする収集区分としては、可燃ごみを対象としている市区町村が最も多く 226 件（95%）と、9 割以上の市区町村で対象としている結果となった。続いて、不燃ごみや資源ごみの組成調査を実施している市区町村が多かった。

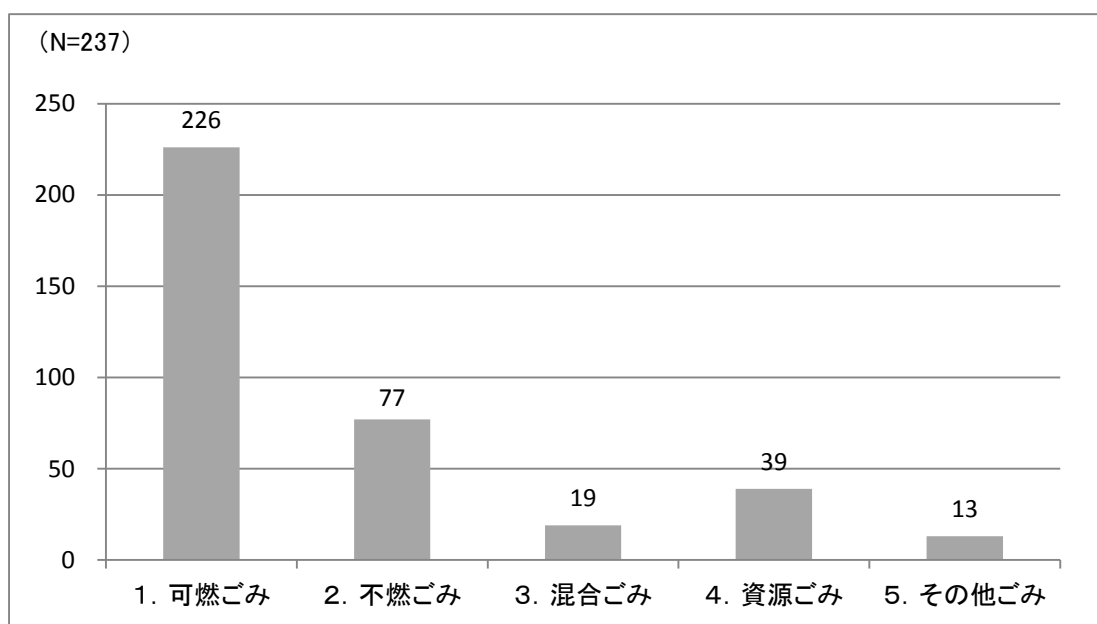


図 7 組成調査の調査対象（収集区分）

表 7 組成調査の調査対象（収集区分）

	回答数	回答率
1. 可燃ごみ	226	95%
2. 不燃ごみ	77	32%
3. 混合ごみ	19	8%
4. 資源ごみ	39	16%
5. その他ごみ	13	5%
無回答	2	1%
総計	237	100%

組成調査の調査方法としては、収集したごみを開封して調査していると回答した市区町村が188件（79%）と多く、調査対象者からの自己申告により調査していると回答した市区町村は3件であった。

その他の回答としては、「貯塵ピットから抽出して組成調査を実施している」などと回答する市区町村が多かった。

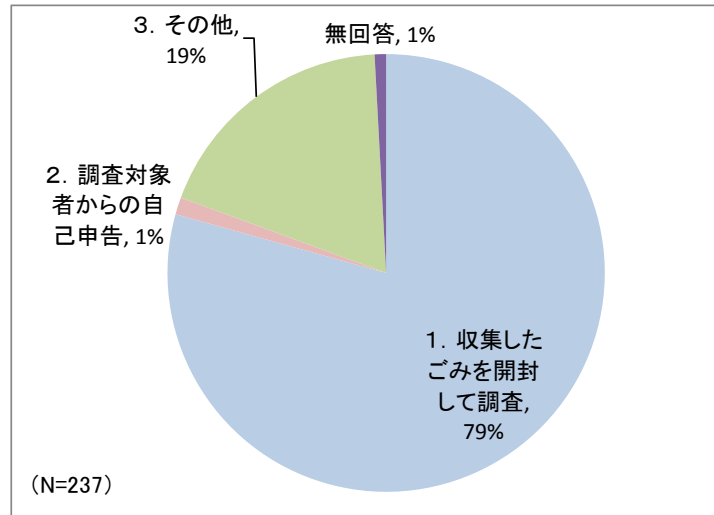


図 8 組成調査の調査方法

表 8 組成調査の調査方法

	回答数	回答率
1. 収集したごみを開封して調査	188	79%
2. 調査対象者からの自己申告	3	1%
3. その他	44	19%
無回答	2	1%
合計	237	100%

5) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の調査の実施有無を調査したところ、食品ロス量を把握するための調査を実施していると回答した市区町村は49件（3%）であった。

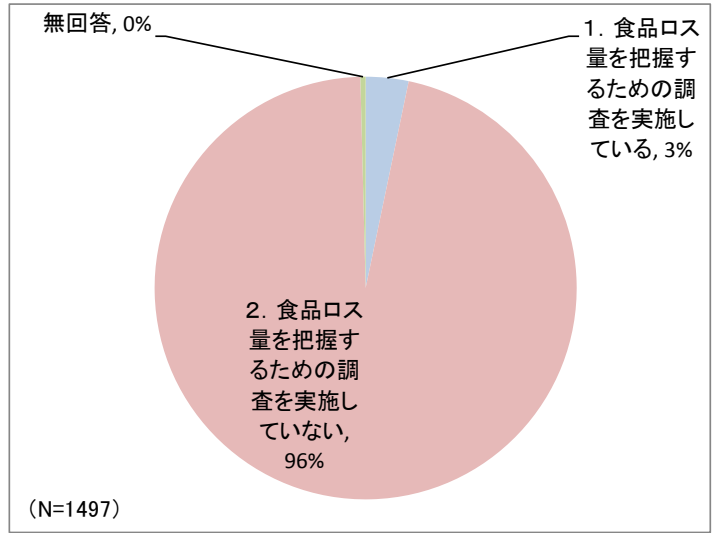


図 9 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

表 9 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施の有無

	回答数	回答率
1. 食品ロス量を把握するための調査を実施している	49	3%
2. 食品ロス量を把握するための調査を実施していない	1442	96%
無回答	6	0%
合計	1497	100%

6) 家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法及び結果

家庭から排出された食品ロス量の調査の実施方法を調査したところ、収集したごみを開封して調査していると回答した市区町村が 43 件（90%）とほとんどを占めていた。調査対象者からの自己申告により調査していると回答した市区町村は少なく、3 件であった。その他の回答としては、「ピットに投入されたごみをピックアップ調査」などが挙げられた。

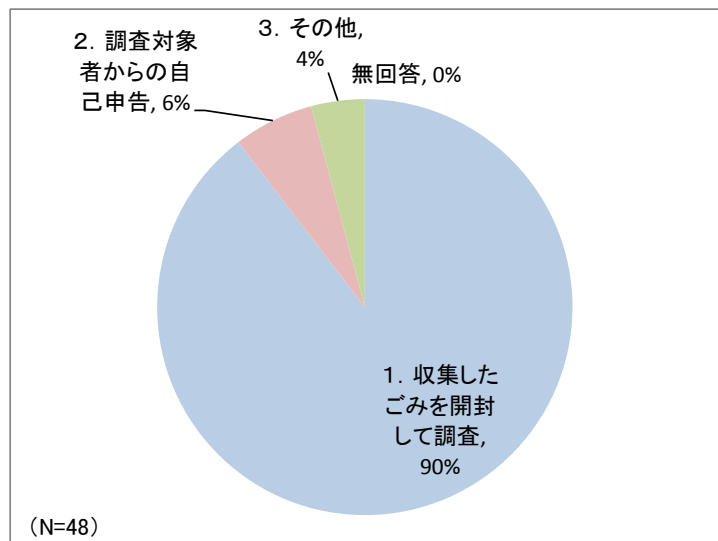


図 10 食品ロス量の調査の実施方法

表 10 食品ロス量の調査の実施方法

	回答数	回答率
1. 収集したごみを開封して調査	43	90%
2. 調査対象者からの自己申告	3	6%
3. その他	2	4%
無回答	0	0%
合計	48	100%

調査の対象としては、直接廃棄を調査対象としている市区町村が最も多く 46 件（96%）であり、一方過剰除去を調査対象としている市区町村は 12 件（25%）と最も少なかった。その理由としては、直接廃棄分は組成調査から比較的把握容易だが、過剰除去分は収集したごみから過剰除去分を把握することが難しいことが一因であると推察される。

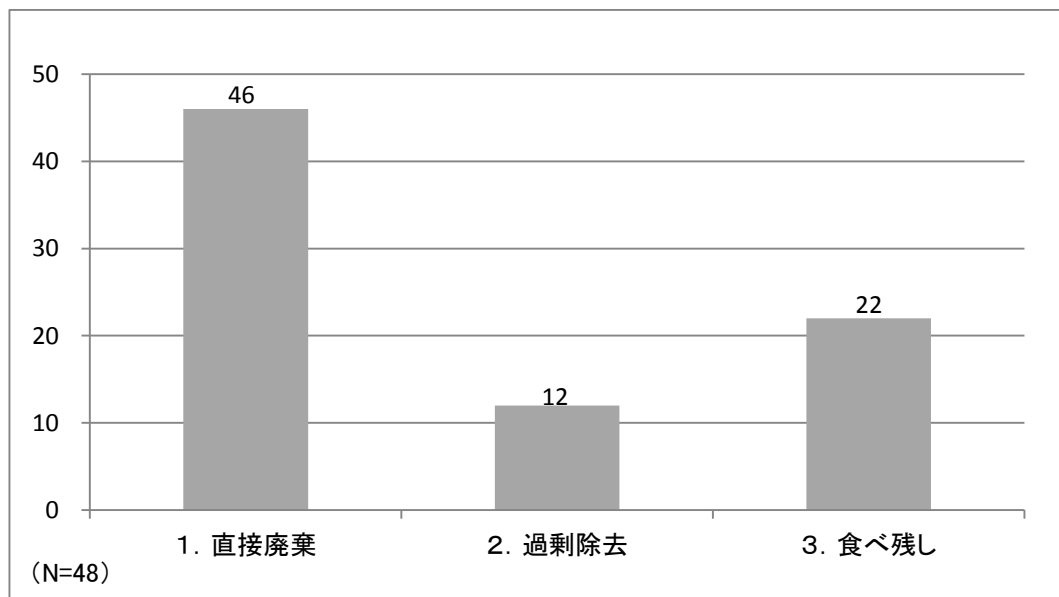


図 11 食品ロス量の調査の実施方法

表 11 食品ロス量の調査の実施方法

	回答数	回答率
1. 直接廃棄	46	96%
2. 過剰除去	12	25%
3. 食べ残し	22	46%
無回答	1	2%
総計	48	100%

7) 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の推計の実施有無を調査したところ、食品ロス量の推計を実施していると回答した市区町村は 55 件（4%）であった。6) で食品ロス量の調査を実施していると回答しているが、推計は実施していないと回答した市区町村が 12 件であったため、食品ロス量に関する調査もしくは推計を実施している市区町村は 67 件という結果となった。

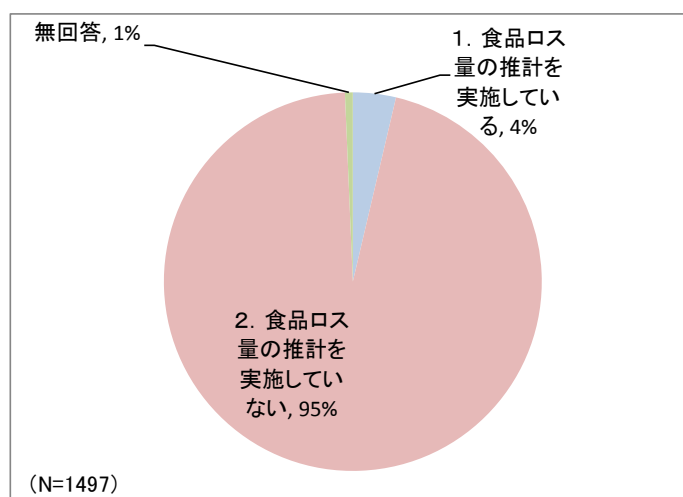


図 1 2 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

表 1 2 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	回答数	回答率
1. 食品ロス量の推計を実施している	55	4%
2. 食品ロス量の推計を実施していない	1432	96%
無回答	10	1%
合計	1497	100%

8) 家庭から排出された食品ロスの量とその計算方法

7) で食品ロス量の推計を実施していると回答した市区町村に対し、食品ロスの量を調査したところ、食品ロス量は約 44 万 t であった。

なお、内訳は把握していないが、食品ロス量全体のみ把握している市町村の回答結果も集計対象としているため、内訳の合計が食品ロス量と一致しないことに留意が必要である。また、7) で食品ロス量の推計を実施していると回答した市区町村のうち、1 件は現在調査結果を取り纏め中であるため、食品ロスの量の回答数には含まない。

表 1 3 家庭から排出された食品ロスの量

	回答数	食品ロス量(t)
食品ロス量(※)	54	435,703
うち、直接廃棄の量	46	161,248
うち、過剰除去の量	11	100,431
うち、食べ残しの量	19	120,471

※食品ロス量は全体のみ回答している自治体分も含む

食品ロス量の推計方法としては、食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査の結果から推計していると回答した市区町村が 37 件 (67%) と最も多く、別途実施している調査から推計していると回答した市区町村が 5 件であった。その他の回答としては、「農林水産省「平成 21 年度食品ロス統計調査 (世帯調査)」世帯一人 1 日当たり 41g/人・日を換算」や「平成 26 年度一般廃棄物処理実態等調査組成結果における厨芥類の割合から推計」などの

統計調査の結果から推計を行ったと回答する市区町村が多かった。

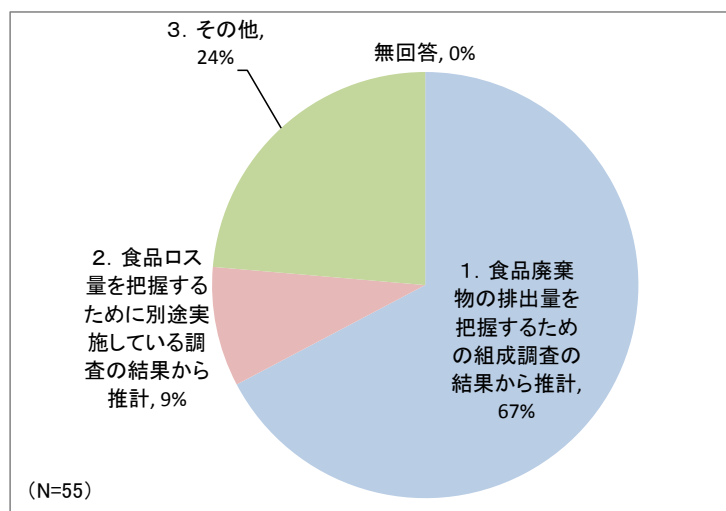


図 1 3 家庭から排出された食品ロス量の推計方法

表 1 4 家庭から排出された食品ロス量の推計方法

	回答数	回答率
1. 食品廃棄物の排出量を把握するために実施している組成調査のデータから推計(問6の調査結果をもとに推計)	37	67%
2. 食品ロス量を把握するために別途実施している調査から推計	5	9%
3. その他	13	24%
無回答	0	0%
合計	55	100%

2.3.食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況

9) 食品廃棄物の排出事業者に対する指導・普及啓発の実施状況

食品関連事業者に対する発生抑制や再生利用に関する指導や普及啓発の状況について調査を行ったところ、「特に指導や普及啓発は行っていない」と回答した市区町村が最も多く 1,032 件 (69%) で、全体の 7 割程度を占める結果となった。指導や普及啓発を実施している市区町村の中では、「発生抑制や再生利用に関してホームページやパンフレットを通じた情報提供及び啓発活動を行っている」が 250 件 (17%) と最も多く、「減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等により事業者に対する指導を行っている」が 91 件 (6%)、「再生利用事業者の紹介や情報提供を行っている」が 79 件 (5%) と続く結果となった。

その他の回答としては、「食品廃棄物の排出事業者と限定せず、事業系一般廃棄物の排出事業者を対象に普及啓発を行っている」や「業務用生ごみ処理機設置事業補助金」を設け、減量化を推進、「市内事業所に呼びかけ、一部で事業系生ごみの分別収集を行い、堆肥化の取組を進めている」などの回答が挙げられた。

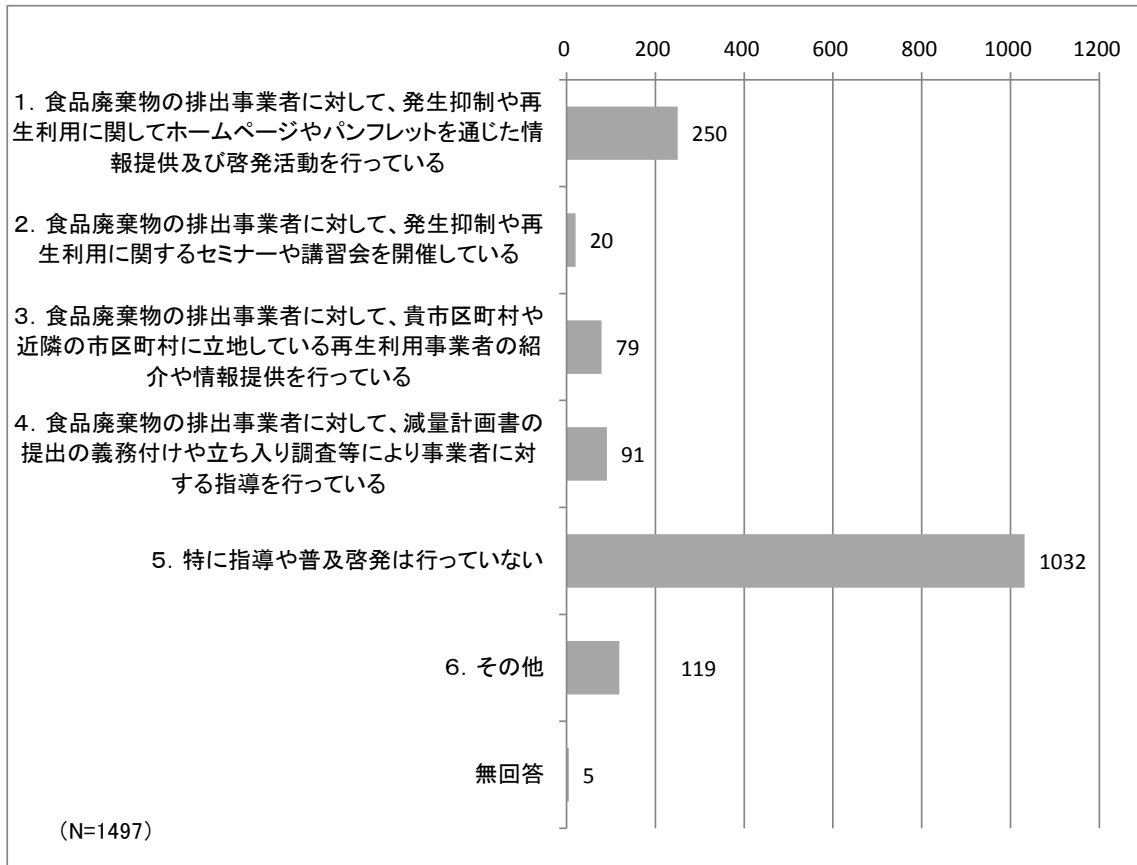


図 1 4 食品廃棄物の排出事業者に対する指導・普及啓発の実施状況

表 1 5 食品廃棄物の排出事業者に対する指導・普及啓発の実施状況

	件数	割合
1. 食品廃棄物の排出事業者に対して、発生抑制や再生利用に関してホームページやパンフレットを通じた情報提供及び啓発活動を行っている	250	17%
2. 食品廃棄物の排出事業者に対して、発生抑制や再生利用に関するセミナーや講習会を開催している	20	1%
3. 食品廃棄物の排出事業者に対して、貴市区町村や近隣の市区町村に立地している再生利用事業者の紹介や情報提供を行っている	79	5%
4. 食品廃棄物の排出事業者に対して、減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等により事業者に対する指導を行っている	91	6%
5. 特に指導や普及啓発は行っていない	1032	69%
6. その他	119	8%
無回答	5	0%
総計	1497	

1 0) 食品廃棄物の排出事業者に対する指導や普及啓発を実施していない理由

9) 「食品廃棄物の排出事業者に対して特に指導や普及啓発を実施していない」と回答した市区町村に対し、その理由を調査したところ、以下の理由が挙げられた。中でも、人員不足や財源不足、情報不足を理由として挙げる市区町村が多かった。

- 人員不足
- 財源不足
- 情報不足

- 自治体内における食品関連事業者の実態を把握できていない
- 自治体内に食品関連事業者の数が少ない減少傾向にある
- 取組を検討中である
- 自治体内に食品廃棄物の再生処理施設が無く、積極的に勧めることができないため
- 事業系一般廃棄物全般の発生抑制に関する啓発を行っており、食品廃棄物に特化しているわけではない
- 固形燃料化施設（RDF）施設の燃焼効率維持のために食品廃棄物が必要であるため
- 事業者の自主性に任せているため

1 1) 民間の食品廃棄物再生利用事業者の把握の方法

地域の民間の再生事業者の把握状況については、「市区町村内の民間の再生利用事業者の再生利用の状況を把握している」と回答した市区町村が 154 件（10%）、「市区町村内の民間の再生利用事業者の名称や所在地等、基礎的な状況は把握している」と回答した市区町村が 138 件（9%）であった。また、「市区町村内に民間の再生利用事業者が存在しない」と回答した市区町村は 594 件（40%）であり、全体の 6 割程度の市区町村で市区町村内の民間再生利用事業者の情報を把握している結果となった。

その他の回答としては、大規模事業者の再生利用の状況や事業計画書の提出から再生利用の状況を把握しているという回答が挙げられた。

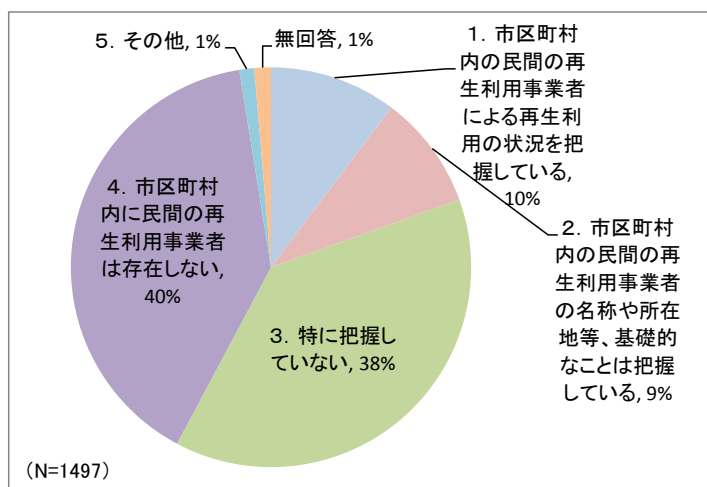


図 1 5 民間の食品廃棄物再生利用事業者の把握の方法

表 1 6 民間の食品廃棄物再生利用事業者の把握の方法

	回答数	回答率
1. 市区町村内の民間の再生利用事業者（一部又は全部）による再生利用の状況（リサイクル手法や収集・受入可能地域等）について把握している	154	10%
2. 市区町村内の民間の再生利用事業者（一部又は全部）の名称や所在地等、基礎的なことは把握しているが、再生利用の状況までは把握していない	138	9%
3. 特に把握していない	573	38%
4. 市区町村内に民間の再生利用事業者は存在しない	594	40%
5. その他	18	1%
無回答	20	1%
合計	1497	100%

1 2) 食品リサイクル法の認定を受けた再生利用事業計画の把握の有無

地域内の再生利用事業計画の認定を受けた事業者の把握状況としては、「把握している」と回答した市区町村が 134 件（9%）、「市区町村内には認定を受けた再生利用事業計画が存在しないことを把握」と回答した市区町村が 550 件（37%）と、約半数の市区町村が認定を受けた再生利用事業計画の状況を把握している結果となった。

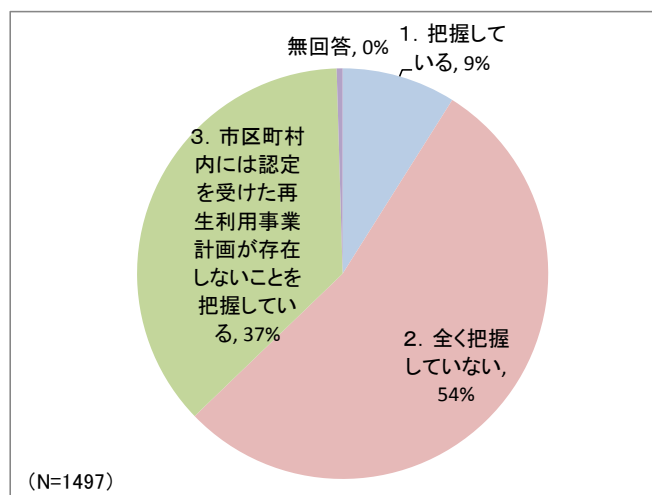


図 1 6 食品リサイクル法の認定を受けた再生利用事業計画の把握の有無

表 1 7 食品リサイクル法の認定を受けた再生利用事業計画の把握の有無

	回答数	回答率
1. 把握している	134	9%
2. 全く把握していない	806	54%
3. 市区町村内には認定を受けた再生利用事業計画が存在しないことを把握している	550	37%
無回答	7	0%
合計	1497	100%

1 3) 食品ロス削減等の食品廃棄物の発生抑制の取組

食品ロス削減等の食品廃棄物の発生抑制に関する取組について調査を行った所、550 件の回答があり、うち公表可とした市区町村が 494 件であった。ただし、「特になし」等の記述は集計から除外した。回答内容では、「コンポストの導入補助を行っている」や「3 キリ運動を推進している」、「エコレシピを自治体ホームページで公表し、普及啓発を行っている」、「エコレシピの講座を実施している」などが多かった。

1 4) 食品循環資源の再生利用を推進する取組

食品循環資源の再生利用を推進する取組について調査を行った所、358 件の回答があり、うち公表可とした市区町村が 320 件であった。ただし、「特になし」等の記述は集計から除外した。回答内容では、「学校給食から出る食品廃棄物の堆肥化を行っている」、「コンポストの導入補助を行っている」などが多かった。

1 5) 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物関連事項記載有無

一般廃棄物処理計画における食品廃棄物等の記載状況としては、「生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の購入に対する助成制度」と回答した市区町村が 889 件（59%）と最も多く、約 6 割程度の市区町村で実施している結果となった。「食品廃棄物の発生抑制・減量」が 494 件（33%）、「肥料化・飼料化等の食品廃棄物の再生利用の推進」が 356 件（24%）、「食品ロスの削減」が 248 件（17%）、「講習会の実施及び普及啓発活動の推進」が 213 件（14%）と続く結果となった。一方、「食品廃棄物に関する記載は特になし・策定予定がない」と回答した市区町村は 332 件（22%）であったが、「現在策定中／今後策定予定である」と回答した市区町村は 127 件（8%）という結果となった。その他の回答としては、「メタン化（バイオガス化）や廃食油の利活用」、「学校給食や公共施設での減量や堆肥化」などが挙げられた。

人口規模別にみると、人口 50 万人以上の市区町村では「食品廃棄物の発生抑制・減量」に関する事項を記載していると回答した市区町村が 9 割を超えていた。「生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の購入に対する助成制度」はいずれの人口規模でも 5 割以上の市区町村で実施している結果となった（一部事務組合／広域連合等除く）。また、「食品廃棄物に関する記載は特になし・策定予定がない」と回答した市区町村は人口規模が小さくなるにつれ、多くなる傾向にあった。

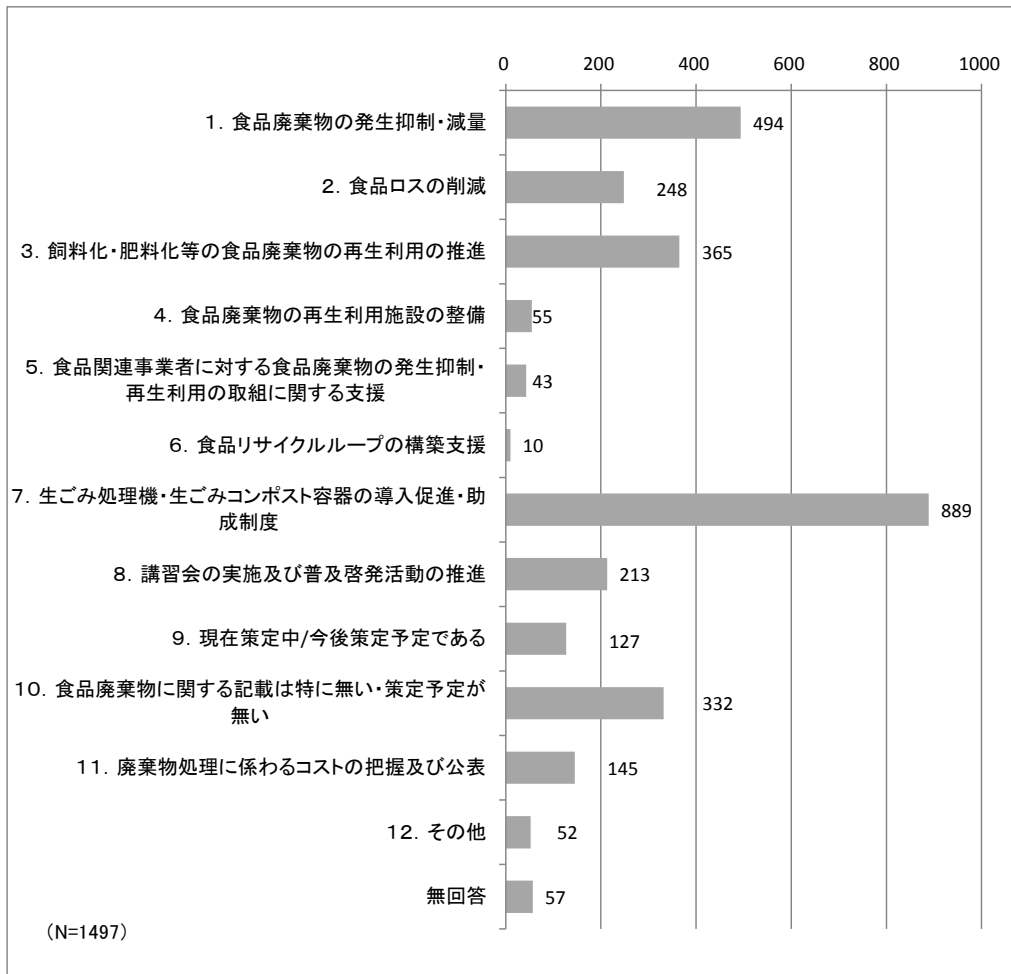


図 1 7 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物関連事項記載有無

表 1 8 一般廃棄物処理計画における食品廃棄物関連事項記載有無

	人口50万人以上の市区町村		人口10万人以上の市区町村		人口5万人以上の市区町村		人口5万人未満の市区町村		一部事務組合/広域連合等		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
1. 食品廃棄物の発生抑制・減量	29	91%	105	48%	93	38%	263	27%	4	29%	494	33%
2. 食品ロスの削減	17	53%	61	28%	46	19%	123	12%	1	7%	248	17%
3. 飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進	20	63%	79	36%	64	26%	199	20%	3	21%	365	24%
4. 食品廃棄物の再生利用施設の整備	2	6%	7	3%	10	4%	34	3%	2	14%	55	4%
5. 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組に関する支援	8	25%	12	6%	7	3%	15	2%	1	7%	43	3%
6. 食品リサイクルループの構築支援	5	16%	2	1%	2	1%	1	0%	0	0%	10	1%
7. 生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の導入促進・助成制度	24	75%	170	78%	179	72%	512	52%	4	29%	889	59%
8. 講習会の実施及び普及啓発活動の推進	22	69%	55	25%	43	17%	91	9%	2	14%	213	14%
9. 現在策定中/今後策定予定である	3	9%	21	10%	17	7%	85	9%	1	7%	127	8%
10. 食品廃棄物に関する記載は特に無い・策定予定が無い	1	3%	17	8%	41	17%	271	27%	2	14%	332	22%
11. 廃棄物処理に係わるコストの把握及び公表	15	47%	39	18%	30	12%	60	6%	1	7%	145	10%
12. その他	1	3%	10	5%	9	4%	31	3%	1	7%	52	3%
無回答	0	0%	6	3%	3	1%	46	5%	2	14%	57	4%
総計	32		217		247		987		14		1,497	

3. 全国推計

本業務では、アンケート調査結果等を基に、家庭から排出される全国の食品廃棄物と食品ロス量について、推計を行った。推計結果を以下に示す。

3.1. 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

食品廃棄物の発生量の全国推計では、アンケート調査にて家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計していると回答した市区町村は、回答結果を使用し、把握・推計していないと回答した市区町村は、把握・推計していると回答した市区町村の回答結果を基に各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。それらを合算することで全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。

家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握していない市区町村の推計は、人口の増減に影響されず、より市区町村における取組の効果を反映可能な以下の方法で実施した。

可燃ごみ（もしくは混合ごみ）に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出後、各市区町村の可燃ごみ（もしくは混合ごみ）の発生量に対し、食品廃棄物の発生量の割合を乗算することで、全国の食品廃棄物の発生量を推計

以下に推計方法を示す。

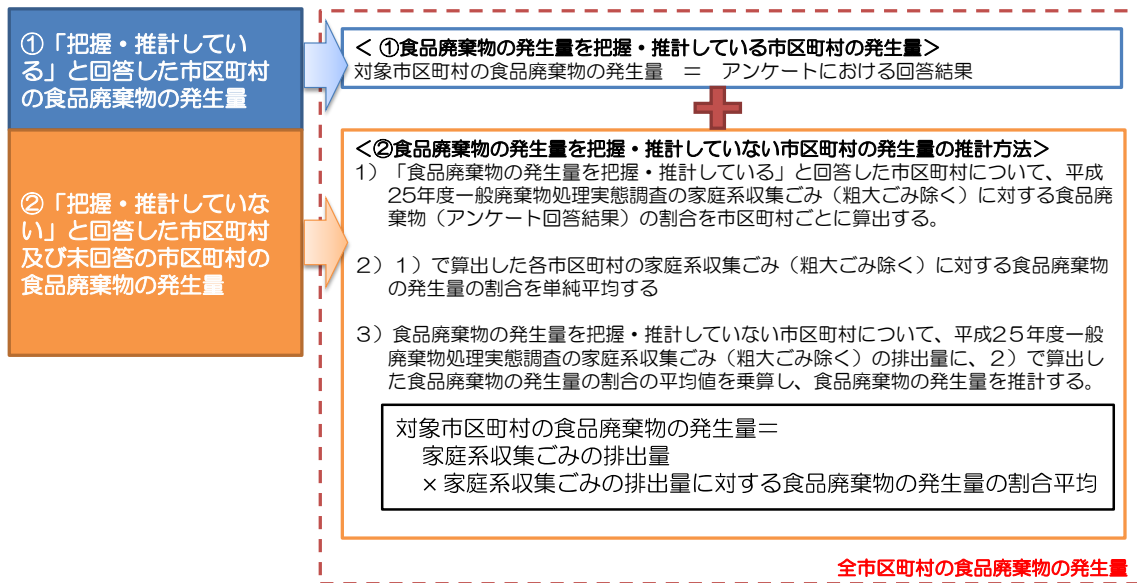


図 18 家庭から排出される食品廃棄物の推計方法

なお、各市区町村の回答結果を精査した所、一部地域のみ収集量や試行事業の実績値のみを回答している場合や家庭系及び事業系による組成調査を基に推計を行っている自治体も多く、実際の食品廃棄物の発生量を過小評価している可能性が高いため、各市区町村の回答結果を下表に示す7区分に分類した。その上で、1～3に該当する市区町村については、回答結果を使用し、それ以外の市区町村については推計結果を使用することとした。

表 19 各市区町村における食品廃棄物の発生量の区分結果

		市区町村数	
			合計
①回答結果を使用	1: 全地域で食品廃棄物を分別収集	86	254
	2: 家庭系のみ組成調査結果から推計	139	
	3: その他	29	
②推計結果を使用	4: 一部地域のみ分別収集	7	1,488
	5: 家庭系及び事業系の組成調査結果から推計	83	
	6: その他	9	
	7: 回答なし(調査票未回収分含む)	1,389	
			1,742

次に、家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の平均値を算出した。平均値の算出には上記で回答結果を使用するとした市区町村のうち、家庭系のみ組成調査から推計を行った市区町村を対象とし、各市区町村における平成 25 年度一般廃棄物実態調査の家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合を算出し、単純平均した。結果を下表に示す。

表 20 家庭系収集ごみに対する食品廃棄物の発生量の割合

平均値の対象市区町村数	139
家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値	32%

最後に算出した家庭系収集ごみ（粗大ごみ除く）に対する食品廃棄物の発生量の割合の単純平均値と平成 25 年度一般廃棄物実態調査の結果を基に、4～7 に該当する市区町村の家庭から排出される食品廃棄物の発生量を推計した。

その結果、①食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「3,121 千 t」（254 市区町村）、②食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「5,579 千 t」であり、全国の家庭から排出される食品廃棄物の発生量が「8,700 千 t」という結果となった。昨年度量の推計と比較すると、「8,845 千 t」から「8,700 千 t」に「145 千 t」減少する結果となった。

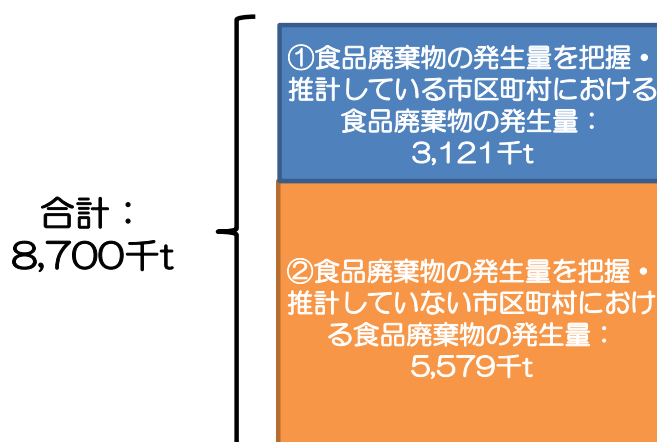


図 19 家庭から排出される食品廃棄物の推計結果

3.2.家庭から排出される食品ロス量の全国推計

食品ロス量の推計については、アンケート調査で回答のあった食品ロス量と2.1で推計した各市区町村における家庭から排出される食品廃棄物の発生量を基に、全国の家庭から排出される食品ロス量について推計を行った。

推計方法を以下に示す。

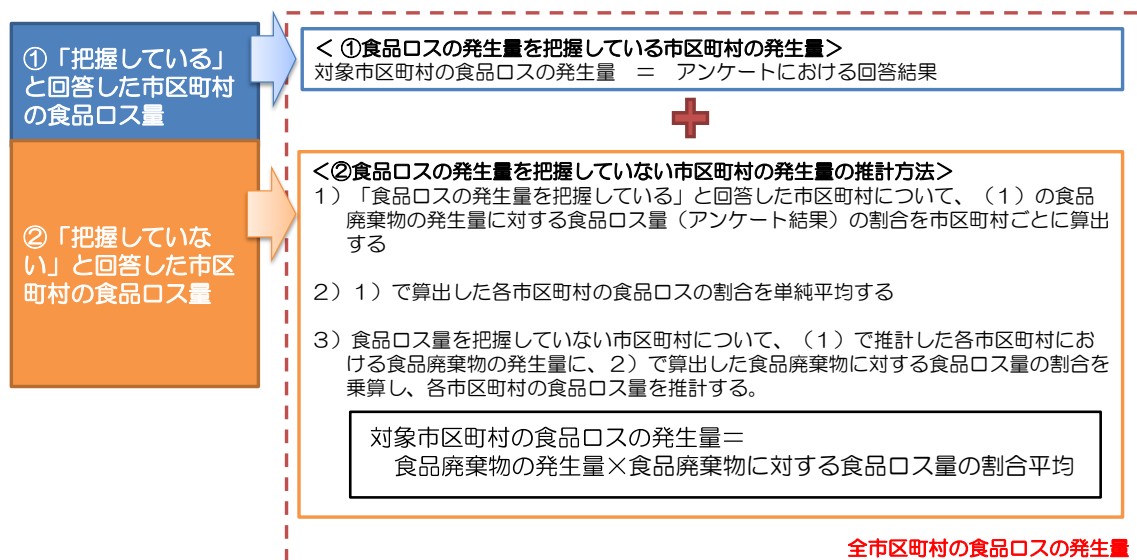


図 20 家庭から排出される食品ロス量の推計方法

各市区町村の回答結果を精査した所、食品ロス量の内訳（直接廃棄³、過剰除去⁴、食べ残し⁵）のうち、一部の食品ロス量のみ把握している市区町村が多かったため、本推計では食品ロス量の内訳ごとに各市区町村の食品ロス量を推計することとした。食品ロス量の内訳ごとの回答市区町村数と平均値を下表に示す。なお、食品ロス量の回答があった市区町村のうち、食品ロス量以外も含めて回答があった市区町村については、対象外とした。

表 21 食品廃棄物に対する食品ロス量の割合

	回答市区町村数	食品廃棄物に対する食品ロス量の割合(単純平均)
直接廃棄	37	12.1%
過剰除去	3	10.7%
食べ残し	16	11.8%
合計		34.6%

算出した食品ロス量の内訳ごとの食品廃棄物に対する食品ロス量の割合の単純平均と食費ロス量を把握していない市区町村の2.1で推計した家庭から排出される食品廃棄物の発生量を用

³ 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したものの

⁴ 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

⁵ 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

いて、食品ロス量を把握していない市区町村の内訳ごとの食品ロス量を推計した。

推計結果を下表に示す。全国から発生する食品ロス量のうち、直接廃棄が「1,046千t」、過剰除去が「932千t」、食べ残しが「1,046千t」という結果となった。

昨年度量の推計と比較すると、食品廃棄物の量が減少したこともあり、食品ロスの量も「3,116千t」から「3,024千t」に減少する結果となった。

表 2 2 食品ロス量の推計結果

	①食品ロス量を把握している市区町村		②食品ロス量を把握していない市区町村			食品ロス量合計 (千t/年)	
	市区町村数	食品ロス量 (千t/年)	市区町村数	食品廃棄物の発生量 (千t/年)	食品ロス量の割合(%)		食品ロス量 (千t/年)
直接廃棄	37	132	1,705	7,548	12.1%	914	1,046
過剰除去	3	25	1,739	8,463	10.7%	907	932
食べ残し	16	108	1,726	7,957	11.8%	937	1,046
合計		265				2,759	3,024

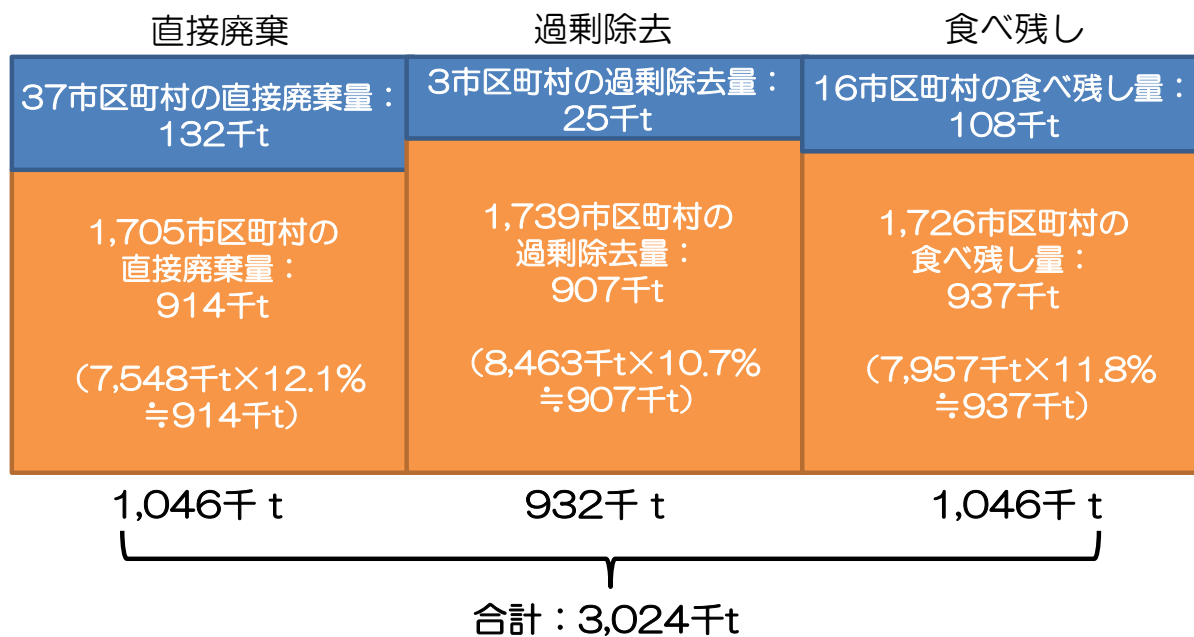


図 2 1 家庭から排出される食品ロス量の推計結果

4. ヒアリング結果

アンケート調査結果等を踏まえ、取組が進んでいる市区町村と取組があまり進んでいない市区町村について、電話によるヒアリング調査を行った。なお、取組が進んでいる市区町村については、発生抑制に関する取組と再生利用に関する取組のそれぞれについてヒアリングを実施した。

表 23 ヒアリング対象（取組が進んでいる市区町村）

ヒアリング対象自治体		主な取組の対象
発生抑制に関する取組	① 広島県広島市	家庭・事業
	② 静岡県富士宮市	家庭
	③ 岡山県岡山市	家庭
	④ 香川県高松市	家庭
	⑤ 福島県会津若松市	家庭
再生利用に関する取組	⑥ 新潟県新潟市	家庭・事業
	⑦ 長野県長和町	家庭
	⑧ 福井県池田町	家庭
	⑨ 鹿児島県南種子町	家庭

表 24 ヒアリング対象（取組が進んでいない自治体）

ヒアリング対象自治体	
北海道地方	① 【人口規模】：5万人未満
東北地方	② 【人口規模】：5万人未満
関東地方	③ 【人口規模】：5万人未満
中部地方	④ 【人口規模】：10万人以上
	⑤ 【人口規模】5万人～10万人
近畿地方	⑥ 【人口規模】：10万人以上
中国地方	⑦ 【人口規模】：10万人以上
四国地方	⑧ 【人口規模】5万人未満
九州・沖縄地方	⑨ 【人口規模】5万人～10万人
	⑩ 【人口規模】5万人未満

4.1.取組が進んでいる市区町村

1) 発生抑制に関する取組

① 広島県広島市

自治体名	広島県広島市
基礎情報	<p>【人口】1,185,815人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】無</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】有</p>
取組の内容	<p>a) 啓発チラシの配布：町内会を通じた全戸配付のチラシにおいて、エコクッキングや外食時の適量注文等による食品ロスの削減を呼びかけている。また、食品ロス削減に関するチラシを作成し、イベント等で配布している。</p> <p>b) エコクッキング教室の開催：市内の公民館でエコクッキングの料理教室を開催している。また、エコレシピのホームページへの掲載、地元の広報紙での連載等により、エコクッキングの実施について広く市民に呼びかけている。</p> <p>c) 家庭系生ごみリサイクル講習会の開催：市民に対し、コンポスト等による生ごみの堆肥化方法を紹介している。</p> <p>d) 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会：毎月1日を「ごみ減らそうデー」として、毎年6月から翌年2月（1月を除く。）に市内のスーパーマーケット1店舗において店頭キャンペーンを実施し、市民のごみ減量・リサイクルに対する意識の定着を図っている。また、スーパーマーケット及び百貨店が委員として参加しているため、会議等で事業者に対し食品廃棄物の発生抑制及びフードバンクへの提供を呼びかけている。</p>
取組の経緯	<p>a) 啓発チラシの配布：広島市の家庭から排出される可燃ごみうち約1割を食品ロス（食べ残し、手つかず食品）が占めている。食品ロスの削減に向けて、環境省を含む6府省が実施する「食品ロス削減国民運動」のPRや、家庭でできる食品ロス削減方法を具体的に示し、食品ロスの削減を呼びかける。</p> <p>b) エコクッキング教室の開催：広島市の家庭から排出される可燃ごみのうち、約1割を占める食品ロスを減量するために、エコクッキングの説明・調理を通じて、市民に対し、食材を買い過ぎない、無駄なく使い切る等の食品ロス削減行動の実施を呼びかける。</p> <p>c) 家庭系生ごみリサイクル講習会の開催：広島市の家庭から排出される可燃ごみのうち約4割を占める生ごみを減量するために、講習会を通じて市民に対し、ミミズコンポスト、ダンボールコンポスト、EM密閉容器による生ごみの堆肥化方法を紹介する。</p> <p>d) 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会：市民・事業者・行政が一体となって、広島市における買い物袋の持参等を促進し、ごみ減量・リサイクルを推進することを目的として、「買い物袋持参デー実行委員会」として平成14年度に設立した。買い物袋の持参において一定の効果が得られたため、平成21年度に「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」に改称し、広島市のごみ減量化・資源化に努めている。</p>

効果の把握	<p>a) 啓発チラシの配布:年度変わりに各世帯へ配付するごみ出し日程表と共に配付している。また、講習会・イベント等においても配布している。平成 27 年度作成枚数は、652,500 部。</p> <p>b) エコクッキング教室の開催:毎年度 5 回程度実施している。参加者は主婦が多く、当教室の定員は 20 名程度である。平成 27 年度実績では、開催回数は 5 回、参加者数 79 名、参加者層は 60,70 代の女性が多い。市民からの反応としては、「食材を余すことなく料理でき満足だった。」「エコを頭では思っている、何をどうするか実行できていないと改めて思った。」「大変参考になった。家で活かしてみる。」といった意見が多く、市民がエコクッキングを実践するきっかけになったと感じる。</p> <p>c) 家庭系生ごみリサイクル講習会の開催:毎年度各種 1~2 回程度実施している。参加者は主婦が多く、各講習会の定員は 30 名程度である。平成 27 年度実績は、開催回数 6 回(コンポストの種類に分けて開催し、3 種類各 2 回ずつ開催)、参加人数 103 名(各講習会合計)、参加者は約 50%が 60 代、約 25%が 70 代、男女比はおおよそ 1:2。市民からの反応としては、「参考になった」、「今後に活かしたい」等の意見が多く、市民が実践するきっかけになったと感じる。</p> <p>d) 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会:平成 21 年の 10 月にレジ袋の無料配布を本市全域に拡大して以降、買い物袋の持参率(レジ袋の辞退率)は平均 8 割半ばで推移している。</p>
課題・苦労した点	<p>b) エコクッキング教室の開催:参加者が定員数を満たしても、100 名程度しか参加できないため、啓発効果が少ない。</p> <p>c) 家庭系生ごみリサイクル講習会の開催:参加者が定員数を満たしても、各講習会 60 名程度しか参加できないため、啓発効果が少ない。</p> <p>d) 広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会:買い物袋の持参において一定の効果が得られたため、本市の課題である食品ロスの削減に焦点を当て新しく取組を検討する必要がある。</p>
今後の取組に対する方向性	<p>a) 啓発チラシの配布:より減量、資源化の効果が望める内容を検討する。</p> <p>b) エコクッキングの開催:規模の拡大を検討する。また、現行実施している広報番組での PR やイベントにおけるエコレシピ集の配布に加え、配布数を増加する等により、多くの市民へ情報提供できるよう検討する。</p> <p>c) 家庭系生ごみリサイクル講習会の開催:規模の拡大を検討する。また、現行実施しているイベントにおけるテキスト配布、ダンボールコンポストの展示に加え、パネルの展示、配布数増加等により、より市民の興味を惹くような取組を検討する。</p> <p>d) 「広島市ごみ減量・リサイクル実行委員会」:現在各委員に配布している啓発物品のデザインを、食品ロス削減を訴えかける内容に変更する等食品ロスの削減の周知に努める。また、消費者に対しごみの減量を呼びかける立場として当委員会に参加している小売事業者においては、再生可能な紙類及び食品廃棄物の多量排出者でもあるため、事業者に対する再生可能な紙類の資源化やフードバンクへの提供等の呼びかけも実施していく。</p>
URL	<p>http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/1394791541845/index.html http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1278304541062/index.html</p>

② 静岡県富士宮市

自治体名	静岡県富士宮市
基礎情報	<p>【人口】 135, 506 人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】 無</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 無</p>
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ減量化の啓発を目的として、生ごみの水切りの推奨と段ボールコンポスト事業として段ボールコンポスト「だっくす食ん太くん NEO」を市内量販店での販売及び調査研究を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> - 平成 25 年度から 26 年度にかけての販売延べ数は 751 個（無償配布やモニター世帯への配布等も含む）。 - アンケート調査や、モニター調査、利用している市民との意見交換会を通じて、「使用した目的」、「使用している期間」、「使用していない場合の理由」、「家庭内での置き場所」、「一回に投入する量」、「投入している食品廃棄物の内容」等の把握に努めている。 ・ 静岡県内で 5 市町が段ボールコンポスト「だっくす食ん太くん NEO」の取組を実施している。5 市町で研究会を実施し、利用者の反応や堆肥の質等について研究・情報交換を行っている。
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当市の可燃ごみや食品廃棄物の排出量が多い状況を改善する取組を検討していたところ、平成 24 年度に富士市で段ボールコンポストだっくす食ん太くん NEO の販売が始められた。そこで、当市でも翌年に取組を開始した。
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニター世帯で作成された堆肥の質を調べたところ、堆肥として作物を育てるのに十分な質であると評価された。
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年に段ボールコンポスト「だっくす食ん太くん NEO」を利用している市民との意見交換会を実施したところ、関心を持って取り組んでいるとの反応があった一方、継続して再生利用に取り組むが困難である（やはり可燃ごみに入れて排出するほうが楽である）といった反応もあった。関心をもって継続的に取り組んでもらえるよう工夫が必要であると感じている。
今後の取組に対する方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も取組は続けたいと考えている。
取組を進める上で必要な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組がより多くの人に広がるよう、広報面での支援があると有難い
URL	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015031700032/

③ 岡山県岡山市

自治体名	岡山県岡山市
基礎情報	<p>【人口】 704, 025 人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】 無</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 無</p>

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 岡山市食品ロス削減啓発プログラム（教材及びワークショップ）を作成し、依頼があった町内会や公民館へ出向き、講座を開いている。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度で依頼があった町内会や公民館への出張講座は 6 件開催した。平均参加者数は 20 人程度で、ご年配の層が多い。
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 啓発プログラムの発案が平成 24 年度に職員内部からあり、平成 25 年度に消費者庁の補助金を受けて、岡山大学と共同開発のかたちで実施した。補助金を受け、啓発プログラムの開発と合わせて組成調査や市民へのアンケート調査等も実施した。
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> プログラムの中で食品ロス削減の工夫について説明しているが、エコレシピの紹介よりも、買い物の注意点についての説明の方が、受講者から気付きを得たとの反応が大きい。主婦の方々は調理の際の工夫などは日々行っているためエコレシピについての説明はあまり新鮮味が無いようである。一方、買い物の際の注意点として賞味期限の長い奥の商品から取る何気ない一人一人の行動が食品ロスに繋がるといった説明については、普段意識をしていないため注意したいという反応がある。
課題・苦勞した点	<ul style="list-style-type: none"> 本啓発プログラムは発生抑制を主眼において作成しているが、再生利用については市内に再生処理施設が無いことからあまり市民に進めることができていない。今後、再生利用の啓発についても取組をより進めたいと考えている。
今後の取組に対する方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後この啓発プログラムを継続して取り組みたい。
取組を進める上で必要な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体で取り組まれている事例についての情報提供があるとよい。
URL	http://www.city.okayama.jp/kankyoku/kankyoujigyou/kankyoujigyou_00163.html

④ 香川県高松市

自治体名	香川県高松市
基礎情報	<p>【人口】 429, 020 人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】 無</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 無</p>
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ減量ハンドブック「さあ！はじめよう 生ごみダイエット」を作成し、小学校等への配布や市HPに掲載することで、家庭から出るごみの更なる減量・資源化に向けた周知・啓発を行っている。
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 高松市消費者団体連合協議会との協働により作成(平成 25 年 3 月)。
今後の取組に	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、生ごみ減量ハンドブックを活用し、生ごみ減量の周知・

対する方向性	啓発に努めたい。
取組を進める上で必要な支援策等	・ 各自治体の取組事例をまとめた冊子などがあれば、今後の取組の促進に活かせるのではないかとと思われる。
URL	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/21678.html

⑤ 福島県会津若松市

自治体名	福島県会津若松市
基礎情報	【人口】 123,605 人 【食品廃棄物の分別収集の有無】 無 【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 有
取組の内容	・ 環境イメージキャラクター「エコまつ」を活用した、3R レポートを定期的に発信しており、この中で食品ロス問題を取扱い、市民への意識啓発や環境教育に繋げている。
取組の経緯	・ 食品ロスの現状を把握するという職員の勉強も兼ねて平成 25 年度頃に取り組を始めた。
課題・苦労した点	・ 本来業務との兼ね合いで余裕がある時に取り組んでいるため、業務が多忙な時にはなかなか取り組めない点が苦労しているところである。
今後の取組に対する方向性	・ 今後も継続的に 3R レポートの作成には取り組んでいきたいと考えている。
取組を進める上で必要な支援策等	・ 消費者庁から自治体での取組状況の情報提供や補助などが行われており大変助かっている。今後もこのような支援があるとよい。
URL	http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2015031700032/

2) 再生利用に関する取組

⑥ 新潟県新潟市

自治体名	新潟県新潟市
基礎情報	【人口】 806,352 人 【食品廃棄物の分別収集の有無】 無 【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 有
取組の内容	【家庭系】 ・ 「亀田地区生ごみ堆肥化モデル事業」：生ごみの地域循環ループを構築するため、農産物直売所（1カ所）に生ごみ処理機を設置し、地域における生ごみ堆肥化活動を支援した。 ・ 「堆肥化に関する各種講座の開催や容器等の購入費補助制度、乾燥生ごみの拠点回収の実施」：家庭で取り組める様々な生ごみ減量化・資源化手法の紹介や、コンポスト容器などの購入費補助、電動生ご

	<p>み処理機で処理された生ごみを回収する取り組みで、市民の生ごみ減量化・資源化を推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 回収した乾燥生ごみは、舞平清掃センターで、学校給食の残渣とともにし尿等の脱水汚泥と混ぜて堆肥化し、できた堆肥は市民に無料で配布している。 - 各種講座への参加や乾燥生ごみの持込みなど、環境に配慮した活動を行うことで、市のポイント制度「にいがた未来ポイント」を得ることができる。（平成 27 年 7 月開始） <p>【事業系】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業系ごみガイドラインに伴う分別制度の周知徹底」：平成 26 年 ・ 4 月に「事業系廃棄物処理ガイドライン」を作成し、関係団体や事業者への訪問等により普及・啓発に努めている。
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度、生ごみの減量化・資源化の取り組みについて検討を行い、平成 24 年度から亀田地区で生ごみ堆肥化モデル事業を開始した。平成 27 年度には、亀田地区に加え南区と西蒲区にも拠点を増設し、計 3 地区で堆肥化を行っている。 ・ 平成 23 年 6 月から電動生ごみ処理機で乾燥させた生ごみを拠点回収し、堆肥化する制度を開始した。当初、乾燥生ごみ持込者にはポイント制によりエコグッズを進呈していたが、事業を見直し、現在は市商品券を進呈するなど、市民へのインセンティブを図っている。
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みの効果については、補助制度の申請数や乾燥生ごみの拠点回収利用者、講座の参加者数が一定数あることから意識啓発に繋がっていると考えている。
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ごみ減量制度開始の平成 20 年度以降は、ごみの減量化・資源化に対する市民の意識も高まっていたが、現在は補助制度の利用者数や乾燥生ごみの回収量は伸び悩んでいる（ただし、生ごみ堆肥化モデル事業の会員数及び回収量は、拠点を 3 地区に拡大したこともあり増えている）。取り組みのさらなる普及啓発が必要と考えており、新たな周知方法を検討している。
今後の取組に対する方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も効果的な手法を検討しつつ、取組を継続していきたい。
取組を進める上で必要な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の自治体での取り組み内容や、当市の取り組みを載せた事例集のかたちで国等から周知が成されれば、取り組み検討の際の参考になるだけでなく、市民への当市の取り組みの周知・啓発にも繋がると思われる。
URL	<p>http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/recycle/namagomi/dennama.html</p> <p>http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/recycle/kansou.html</p> <p>http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/jigyokei/business.html</p>

⑦ 長野県長和町

自治体名	長野県長和町
基礎情報	<p>【人口】 6,828 人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】 全域で分別収集を実施</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 有</p>
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年 4 月より町営の生ごみ堆肥化施設の運用を開始し、これに合

	せて別荘地を含む町内全域の分別収集を開始した。収集した生ごみは、町内の牧場で発生する牛糞と混合し、好気発酵により約 70 トン/年の堆肥を生産している。生産された堆肥は、町内希望者に年 2 回の一斉配布を中心に無償配布しており、現在供給が間に合わない状況である。
取組の経緯	・ 一部事務組合である広域連合で運営している焼却炉の新設が計画されており、これを運用するにあたり、当該市町村で発生する生ごみは可燃ごみに含めず各市町村の責任において処理を行うとの方針が立てられた。これを受けて、町営での生ごみ堆肥化処理施設の運用と生ごみの分別収集を開始した。
効果の把握	・ 取組を開始する前後（平成 23 年度と 24 年度）を比較すると、73t の生ゴミ回収と可燃ごみ 151t の減量に繋がった。
課題・苦労した点	・ 定住者の地域に比べ別荘地の分別収集が進まず可燃ごみとして排出されているため、別荘地の管理者を通じて非永住の別荘所有者への周知徹底が課題である。 ・ 加えて、飲食店等の食品関連事業者に対する生ごみの発生抑制と再生利用の周知を進める必要があると考えている。平成 27 年 7 月より病院及び老人保健施設での分別収集を開始したが、事業系ごみの対策も今後広げていく予定である。 ・ 生産された堆肥は町内希望者に対し年 2 回の一斉配布等で無償配布しているが、町内に農地を持つ住民も多く希望が過多となり、現在供給が追いつかない状況である。
今後の取組に対する方向性	・ 平成 27 年 7 月下旬より病院および老人保健施設での分別収集が開始されたことにより、収集量の大幅増加が図られている。今後も取組を継続し、廃棄物の減量と再生利用の促進に繋がりたい。
取組を進める上で必要な支援策等	・ 平成 29 年 4 月より、隣接の立科町で分別収集された生ごみを当町の堆肥化施設で共同処理する予定であるので、処理機器等の施設改修に対する資金面での支援があると良い。

※ 補足：施設建屋建設は合併特例債を活用し、機器類は一般財源。

⑧ 福井県池田町

自治体名	福井県池田町
基礎情報	【人口】 3,018 人 【食品廃棄物の分別収集の有無】 全域で分別収集を実施 【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 無
取組の内容	・ 「食Uターン事業」：家庭の生ごみを「資源」と位置づけ、それを回収し牛糞と籾殻を混ぜて良質な堆肥を生産し、その堆肥を再び利用して健康で安全な農作物を作っていく取り組み「食Uターン事業」を行っている。事業推進にあたっては、町内農業者や主婦が中心になって結成した NPO 法人「環境Uフレンズ」が、生ごみの回収を担っている。堆肥は「土魂壤（どこんじょう）」の名前で商品化され、町内農家の「ゆうき・げんき正直農業」（有機栽培・減基栽培）の土づくりに使われている。 - 生ごみの分別収集は町内全域を対象としたもので、地域を分けて週 3 回の収集で 30 人程度が収集に携わっている。

取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 住民の自発的な取組として始まったと聞いている。 池田町では早くから牛糞堆肥を利用した米（有機米）づくりに取り組んできた。平成 14 年 11 月、魚見地区に堆肥センター「あぐりパワーアップセンター」が完成し、家庭の生ごみを牛糞ともみ殻を混ぜて良質の堆肥に甦らせ、地域資源との循環を図るこのプロジェクトが開始した。
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> 県内でリサイクル率、一人当たりのごみ排出量が 1 位であることから、取組の効果はあるものと感じている。
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> 今後もこの取組は継続しようと考えているが、NPO 法人参画者の高齢化や人員不足が課題となってくると思われる。
今後の取組に対する方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後も取組を継続していく予定。
取組を進める上で必要な支援策等	<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体の取組の情報提供等があると参考になる。
URL	http://www.town.ikedafukui.jp/kurashi/anzen/1361/p001245.html http://ikedanosato.jp/utern/%E9%A3%9F%EF%BD%95%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%83%B3%E4%BA%8B%E6%A5%AD.html

⑨ 鹿児島県南種子町

自治体名	鹿児島県南種子町
基礎情報	<p>【人口】 6,086 人</p> <p>【食品廃棄物の分別収集の有無】 全域で分別収集を実施</p> <p>【家庭から排出された食品廃棄物の量の把握/推計の有無】 有</p>
取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 1 月より生ごみの分別収集を実施し、直営の生ごみ処理施設にて堆肥化を行うとともに、住民へ徹底した分別への協力を啓発している。
取組の経緯	<ul style="list-style-type: none"> 当時交付金を受けて町営の堆肥化施設「南種子町堆肥センター」と「南種子町リサイクルセンター」及び「管理型最終処分場」を設置し、同時に生ごみの分別収集の開始と資源ごみの分別区分の見直しを行った。
効果の把握	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少も相まって家庭系ごみ及び家庭から出る食品廃棄物の排出量は微減にあると思われるが、取組を実施したことによる正確な効果は不明である。
課題・苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみの組成調査を年 4 回実施しており、取組を始めた平成 23 年・24 年は厨芥類（生ごみ）の割合がほぼ 0%に近かったが、それ以降は増加傾向にある。町内 200 箇所ある生ごみの集積所からは、プラスチックやアルミ等の混入が見られるため、分別の徹底が課題である。 住民の高齢化が進んでおり、特に高齢者による分別収集が困難であると住民から聞いている。現状では近隣住民で手助けをして取り組んでもらえるよう伝えているところではあるが、実際に近隣住民が協力して高齢者世帯のごみの排出を行うのは困難と思われるため、高齢者世帯に強く指導はできない状況である。
今後の取組に対する方向性	<ul style="list-style-type: none"> 今後も取組を継続していきたい。

4.2. 取組が進んでいない市区町村

① 北海道地方【人口規模】5万人未満

基本情報	北海道地方 【人口規模】5万人未満
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務多忙のため食品関連事業者に対する取組を実施する時間を確保することが困難。排出実態等の把握も行えていない状況である。 ・ 平成27年11月に町営の生ごみ処理施設を設立し、分別収集を開始した。作成した堆肥は町内で配布・還元している。これを機に、住民の生ごみ減量と再生利用に関する意識喚起に繋げたい。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は、各食品関連事業者の大まかな排出量・品目等の把握に努め、指導や普及啓発に繋げたい。現在は業務量が多いことと職員の知識不足のため、実施に至るまでに時間がかかると思われるが、少しずつでも取組を実施したい。 ・ 生ごみ処理施設での堆肥化の取組は始めたばかりであるが、今後も積極的に再生利用を促進したい。 ・ 家庭系ごみに関して、回覧や広報誌などで市民に啓発・周知を行いたいと考えている。また、町内限定で各家庭に情報端末(※)を配布しており、今後この情報端末を用いて「食品ロス」の啓発・情報提供を行いたい。 (1) (※)情報端末・・・TV電話機と類似した画面とカメラを持つ機器であり、本端末から「町の情報」「定時放送」「臨時放送」が流れる仕組みとなっている。市民には端末の電源を常に入れておくよう指示している。

② 東北地方【人口規模】5万人未満

基本情報	東北地方 【人口規模】5万人未満
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関しては、食品関連事業者(特に飲食店等の小売業)の数が減少していることや、事業者の排出実態について把握できていないため、必要な取り組みを確認できていない。 ・ 食品廃棄物の再生利用等の重要性は理解しているが、民間の食品廃棄物再生利用者事業者が町内に存在しないため、再生利用を促進する手段が無い状況にある。今後、事業者が出てきた際には、啓発等に努めていきたいと考える。 ・ 以前は生ごみ処理機購入助成金制度を実施し生ごみの発生抑制に努めてきたが、平成18年より廃止している。廃止した経緯は把握できていないが、一部事務組合でごみ処理を行っているため、こちらで廃止の判断がなされたものではないかと考えている。当該事業の復活も検討する必要があると考える。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去実施していた生ごみ処理機購入助成金制度の復活等も検討していく必要があると考えている。 ・ どのような取組が必要か確認するため、まずは、食品廃棄物の排出実態の把握が必要と考えている。

③ 関東地方【人口規模】5万人未満

基本情報	関東地方 【人口規模】5万人未満
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民へのごみ減量の普及啓発等の取組は、町の広報誌に年数回掲載しているが、食品リサイクル法に関する職員の理解が不足、事業系ごみに対する取組については未検討となっている。 ・ 食品廃棄物排出事業者からの問い合わせなどは特に無い。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関する排出事業者への指導は、職員の知識不足で検討できていない。 ・ 家庭系ごみに関する市民への啓発については、メディア（TV、新聞、広報誌）を使うことにより、今後拡大していくことができるのではないかとと思われる。

④ 中部地方【人口規模】10万人以上

基本情報	中部地方 【人口規模】10万人以上
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品関連事業者が自主的に再生利用に取り組んでおり、特に指導等の必要性を確認していないため。市内に堆肥化施設があり、施設から搬入状況についての報告を受けるため、食品関連事業者による自主的な再生利用が行われていることを把握しているが、市から事業者に対して特に指導等は行っていない。現状、特に市から事業者に対する指導等は必要無いと思われる。 ・ 家庭系ごみに関しては、530 作戦や生ごみ処理機の導入補助等を行っており、発生抑制と再生利用を促している。

⑤ 中部地方【人口規模】5万人～10万人

基本情報	中部地方 【人口規模】5万人～10万人
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市のHP等での周知以外に、食品関連事業者への連絡手段や実態把握の手段が無いため。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関しては、食品関連事業者の中でも特に飲食店等への指導方法を模索している。飲食店等の従業員に指導したところで、従業員から顧客に対して「食べ残しを出さないように」と指導することができないものと認識している。食品関連事業者に対する啓発は、周知が図れるか分からず実施して来なかったが、環境省で実施されたアンケート調査を機に、前向きに取り組む意向である。 ・ 家庭系ごみに対する市民への啓発は、市のHPや広報誌等で今後行う予定である。

⑥ 近畿地方【人口規模】10万人以上

基本情報	近畿地方
------	------

	【人口規模】10万人以上
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員不足と職員の知識不足による。業務多忙であり、取組を検討する余裕が無い。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関する食品関連事業者への指導等は、担当者の知識不足と業務多忙のため今後の検討予定も特に無い。 ・ 家庭系ごみに関しては、消費者庁から送られてくるパンフレットを参考にし、HPや広報誌を活用した市民への啓発等を実施したい。
取組を進める上で必要とする支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁から市民に対する普及啓発パンフレット等の情報提供があり、取り組む上での参考となっているが、食品関連事業者に対する情報提供があまり無いため、どのような取組から始めたらよいか分からない状況にある。そのため、排出事業者に対する取組の参考例や事例集があればありがたい。

⑦ 中国地方【人口規模】10万人以上

基本情報	中国地方 【人口規模】10万人以上
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関する取組を行う上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可等行政の負担が増えることになるが、人員不足・財政不足の中では困難である。 ・ 家庭系ごみに関しては、市HPと年3回発行する広報誌等で市民への啓発と、生ごみ処理機の導入補助を行っている。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対する発生抑制・再生利用等の指導は、事業者が自主的に行うべきものであり、自治体が行う必要性を認識していない。 ・ 市民への啓発は、現在行っている市HPと広報誌を通じて今後も実施していきたいと考えている。
取組を進める上で必要とする支援策等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ処理機の導入補助を実施しているため、資金面での支援があると良い。

⑧ 四国地方【人口規模】5万人未満

基本情報	四国地方 【人口規模】5万人未満
取組を実施していない/進まない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内全ての食品関連事業者の排出実態の把握が困難であり、平等に指導することができないため。また、町民への家庭系ごみに関する指導も不十分であるため、事業系ごみに関する取組に着手できない。
今後の取組に対する意向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系ごみに関しては、事業者の自主性に任せているため、今後も指導等を行う予定は無い。 ・ 家庭系ごみに関しては、回覧や広報誌等で住民に啓発・周知を行いたいと考えてはいるが、現時点では特に掲載予定は無い。

⑨ 九州・沖縄地方【人口規模】5万人～10万人

基本情報	九州・沖縄地方
------	---------

	【人口規模】5万人～10万人
取組を実施していない/進まない理由	・ 現状実態把握が行えていない（食品廃棄物の量及び内訳も不明）ため、まずは来年度に一般廃棄物の組成調査を予定しており、その分析結果を参考にして普及啓発を検討する予定。
今後の取組に対する意向	・ 現状は実態把握ができておらず、市民へ啓発等（HP や広報誌を利用した周知）も行えていないが、今後は実態把握に基づいて検討した取組を実施し、少しずつでも生ごみの排出量を減量したい。
取組を進める上で必要とする支援策等	・ 事業者向けのマニュアルや参考資料があれば、今後取組む際の手助けとなると考えている。

⑩ 九州・沖縄地方【人口規模】5万人未満

基本情報	九州・沖縄地方 【人口規模】5万人未満
取組を実施していない/進まない理由	・ 食品廃棄物の発生抑制及び再生利用については早急に取り組むべき課題との認識はあるが、これまで実態調査を行っていなかったことから現状が把握できておらず、必要な取組の確認に至っていないため。
今後の取組に対する意向	・ 実態が把握でき次第、発生抑制及び再生利用等の取組を実施していきたい意向である。